

- (1) 市町村にも必ず社会教育主事および社会教育主事補をおくことにした。
- (2) 附則第6項を廃して本文に入れて社会教育主事講習を重視した。
- (3) 社会教育主事講習は、文部大臣の委嘱を受けさえすれば、大学でなくとも実施できるようにした。
- (4) 新に社会教育主事および社会教育主事補の研修をとりあげた。

#### ② 第13条の削除

#### ③ 社会教育委員の任務

- (1) 市町村の社会教育委員は、特定の事項について、助言と指導ができるようにした。
- (2) 第19条を削除
- (4) 公民館の設置運営の基準
  - (1) 分館という名前を入れた。
  - (2) 文部大臣は設置運営の基準をつくるとした。
  - (3) その基準にしたがって、国や都道府県は、市町村にたいして指導助言および援助に努めることとした。
  - (4) 主事という名前を入れた。
  - (5) 新に公民館職員の研修をとりあげた。

#### ⑤ 公民館運営審議会

- (1) 条例で定めさえすれば、2つ以上の公民館にひとつの運営審議会をおくことができるとした。
- (2) 第32条を削除

#### ⑥ 公民館の補助

- (1) 予算の範囲内で経費の一部を補助することができるとした。
  - (2) 第36条を削除
- なお、この補助については、図書館法も博物館法も同じ取扱いを受けることになった。
- その後参議院、衆議院において、次の2点の修正をみた。
- (1) 社会教育主事の講習は従来どおり文部大臣の委嘱をうけた大学が行う。
  - (2) 第13条は補助金を交付する場合、国にあっては社会教育審議会、地方公共団体にあっては社会教育委員の会議の意見をきかなければならない。

☆

社会教育主事は、指導主事と等しく専門的教育職員というが、その責務は少くとも次の3つの側面から追求される。

- (1) 公務員としての責務
- (2) 研究者としての責務
- (3) 実践者としての責務

ところが最近、公務員としての責務だけを強く主張する傾向がみられないこともない。そして、社会教育主事自体もそれが正しい……あるいは安全な道

だと考える危険がないでもない。一般には、係長から課長へ、課長から部長へ、そしてさらに上部につながる縦の機構のなかが働くことだけが公務員の責務のように理解されている。とてもそれだけでは社会教育主事の責務は遂行されない。教育公務員特例法をもちだすまでもなく専門的教育職員はその上に「研究」と「実践」とが要求される。

くどいようではあるが市町村にも遅かれ早かれ社会教育主事が必ずおかかるのであるから、わかりやすい例をあげておきたい。

病院の中で働く医者は、病院のさだめるところにしたがって、病院長の指揮監督下にある。このことは誰も疑わない。たとえ病院長が、外科出身の医者であろうが、内科出身の医者であろうが、また事務系統の人であろうが、その権限はまったく同じである。ところが、医者は、小児科専門の医者であろうし、皮膚科専門の医者であろうし、眼科や耳鼻咽喉等のそれぞれの専門分野に属する医者がいるはずである。これらの専門医は、勤務上の行動についてこそ病院長の指揮監督下にあるけれども、その専門分野における医者としての診断や処置は、専門医自身が責任をもたなければならない。たとえ不明の点があつてそれを他の医者に相談するというようなことがあっても、専門医としての権威と責任を完うするために、医者は常に研究と実践とを怠ることができない。社会教育主事もこれと同じことである。

だが、こういうことをいいつつ、社会教育主事には二重の苦悩がある。そのひとつは、医者を養成するためには立派な医科大学が全国あちらこちらにあるけれども、社会教育主事を養成する立派な大学はほとんどない。あっても5指にもいたらぬということである。もうひとつは、そういう社会教育主事を専門に養成する大学を出でない現在の社会教育主事が、実際には社会教育に関する専門的職員にならなければならぬのであるから、夜に日について自ら勉強してもなおかつ充分にはいかないということである。一般的の公務員なら、役所から帰ってマージャンもよからう、ゴマすりに歩くのもいい。油売りも結構。大言壮語も、精神衛生上、大いに歓迎である。だが、現職の社会教育主事には、自分が学んで専門の道をきり開かなければならぬといふ、そういう追いつめられた日々がある。

こういう苦悩の中から、「1人の賢者の指導よりも、千人の愚者の協力を尊ぶ」という社会教育の原則が生れてくる。市町村の社会教育主事も、府県の社会教育主事も、口の先で「サークル運動がいい」の、級の上で「小集団学習をすすめる」の、といつてゐる閑があったら、まず自分たちの学習サークルを実践にのせなければならぬ。